

早くも 11 月、年末の心配をする！

12 月 10 日 (木) まであと 40 数日。この数字の意味は・・・

市更相の年末は早い。生活保護申請（敷金支給）については！

10 月 25 日 (月) 午前 9 時で 7 人の相談者

随分久しぶりに、朝 9 時の市更相を覗いてみました。

本当に人が少なく、耐震補強工事の柵囲いで、正面玄関前歩道が少し狭くなっているのですが、あまり気になりませんでした。

もともと、列を作ると通行の妨げになりそうで、やや抵抗がある感じ。職員に促されるまでは、玄関前の窪んだ所で、団子状態で待機していました。

相談者は 7 名と職員さんはカウンントされたようですが、一人は背広を着た明らかに付き添いの人でした。

しかも、この付き添い、頼りなく、どうやら浪速区役所に連れて行くべき人を市更相に連れてきていたようです。「市更相って市内全部の窓口じゃないんですか」と、驚いたように窓口の職員に確認していました。連れてこられた人は、「人を連れてくるんなら、よく調べてからにしたらどうや」と、当然の文句を言っていました。

医療券が二人、寮を追い出された人が一人、東住吉からケアセンターを利用した人が、再び東住吉に行っ

て相談するための交通費の相談が一人、保護廃止だけ停止だかの通知が来たという相談が一人・・・。

私が行った目的は、多根眼科に白内障の手術のために入院する人の成り行きを確認するため。

病院からは、9 時半から 10 時までに来て下さいといわれていました。9 時から市更相の受付・相談という手順で時間内に行けるかどうか心配だったからです。

すいていたので、9 時半には入院のための生活保護申請手続きが終わり、病院に向けて出発することが出来ました。ひとまず安心。退院後は、居宅保護への変更手続きをする予定。

さて、ここからが本題。年内に夜間宿所利用や炊き出し利用の生活から、アパート生活へ移行するためには、12 月 10 日までに、申請しなければ間に合いません。

12 月 10 日から 2 週間後（手続きに必要な期間）は、12 月 24 日 (金) です。お役所が、お金を動かせるぎりぎりの日付ということ。

異常に暑かった夏の後の冬は、極寒とのウワサしきりです。今すぐ、生活保護申請を、市更相へ！

官報 行旅死亡人公告 平成 22 年 10 月 22 日付（号外 第 222 号）

本籍・住所・氏名不詳、60～75歳の男性、身長 160 cm くらい、体格普通、上衣は白色半袖シャツ、チェック半袖シャツ、下衣は青色トランクス、白色ズボン、黒色ベルト、紺色靴下着用、遺留金品現金2,671円。

上記の者は、平成22年8月11日、大阪市立天王寺動物園アジア熱帯雨林ゾーン茂み内にて発見されました。死亡は平成22年8月10日頃と推定。死因は縊頸による窒息死。

遺体は、大阪市立小林斎場にて火葬に付しました。心当たりの方は当区保健福祉センターまで申し出てください。

平成22年10月22日 大阪市天王寺区長 谷川友彦

死にたくなるほど困ったら、死ぬ気になったら市更相へ

市更相は釜ヶ崎（あいりん地域）の福祉相談窓口です。

勿論、生き続けたい人も 明日を求めて市更相へ

大阪市立更生相談所にできること

1）医療相談

体の調子の悪い人は、医者を紹介してもらえます。大概是医療センターですが、眼科や歯科など病気によっては、他の病院を紹介してくれます。勿論、無料で医者にかかれます。医療センターの受診の後、医療センターの相談室で相談して、紹介状を書いてもらうことになります。医療継続のために、必要です。市更相に持っていきましよう。入院の場合は、生活保護の医療保護（入院保護）と言うことになります。

2）施設相談

2～3日、三食風呂付きで体の調子を整えたい人は、三徳寮の生活ケアセンターの利用を相談してみてください。最近の利用者が少ないので、断られることは少ないようです。医療センターの受診の後、医療センターの相談室で相談して、紹介状を書いてもらうことになります。市更相に持っていきましょう。市更相からの、生活ケアセンターへの紹介状を持って、三徳寮の受付に行きます。これは、生活保護法外の援助、つまり、法外援護といえます。

2～3日でなく、長期に施設に入って、体力の回復や過度の飲酒やギャンブル依存などの悪い生活習慣を改善したい人は、長期の寮（生活保護施設）への入所を相談しましょう。、生活保護の中の施設保護です。

3）居宅確保相談

住居のない人が、アパートやマンションを借りて、生活保護の中の居宅保護を申請することができます。この場合は、医療相談でも施設の相談でもなく、居宅保護の相談であることをはっきり、職員に伝える必要があります。大阪市には「生活移行支援事業」というのがあります。住居のない人については、住居を探す間や生活費を支給するための手続きをする間、寝泊まりする場所がないと住居探しなどに専念できないだろうということで、2週間程度施設で過ごすことになっています。施設の職員が、住居探しの手伝いをしてくれるほかに、手続き上のわからないことについて、助言してくれます。